

# 平成27年度 随時 監査結果

佐渡市監査委員は、随時監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次  
佐渡市監査委員 中川 隆一

## 監査の結果及び監査委員の意見

監査の結果、補助金交付に係る事務について、一部に不適切な事務処理や改善を要する事例が見受けられた。

今回の監査における指摘事項及び監査委員の意見は次のとおりである。なお、軽微な事項については、口頭により所管課へ改善を要望した。

### 1 平成25年度

#### 起業チャレンジ支援事業補助金

- (1) 補助金交付決定を受け事務所の内・外装工事を行った後、事務所を移転し、その結果「起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱」の規定に違反し、補助金を一部返還している事例があった。
- (2) 事業の変更があったが、規定されている変更承認申請の手続きなく実績報告書の事業費により補助金額を確定し支出していた。
- (3) 要綱で補助対象経費と認められていない経費を補助対象としていた。

### 2 平成25年度

#### 新製品開発等支援事業補助金

- (1) 補助対象経費としては不適切な飲食代等を補助対象としていた。
  - (2) 研修にかかる出張経費は補助対象ではあるが、高額な宿泊代を全額対象経費として認めていた。
- また、出張の証拠となる写真等の証拠書類の提出がなく、研修内容の確認がされていないまま補助金を交付していた。

#### 【意見】

補助金交付事務所管轄は補助金の適正な交付にあたり、報告書等の書類審査のみに止まらず、必要に応じて現地調査を行い補助事業の遂行状況を把握し、補助金交付決定の内容や付した条件に適合するかの確認を行うとともに、補助申請者に適切な指導を行われない。

補助金額の算定においては、要綱等の規定に基づき補助対象経費とそれ以外の経費を明確に区分されたい。実績報告書にかかる審査において

は、定められた書類のほかに領収書や写真等の証拠書類の提出を求め、その内容や使途が補助対象として適当であるかを十分精査した上で補助金額を確定されたい。

また、補助対象経費であっても、補助金が公金の支出である以上、社会通念上妥当といえない高額な支出は認められない。必要に応じて補助対象金額の上限を設けるなど、補助金として適正かつ公正な執行に努められたい。

なお、それぞれの補助金について、その後同一事業者による補助金の不正請求が発覚し、補助金の全額が返還されている。

最後に、今回の監査で、所管課の事務手続きと検査だけでは、適正な補助金交付手続きが行われていない実態が明らかになった。補助金交付事務についての内部統制の強化として、所管課以外の第三者の立場でチェックする体制の整備を検討されたい。

## 介護保険地域密着型サービス事業者を公募します

平成29年度に開設を予定している事業者の皆さまへ

佐渡市では、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めており、平成29年度開設を予定している事業者の募集を行います。

### 公募する地域密着型サービスの日常生活圏域と整備内容

○小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

- ・日常生活圏域 全圏域
- ・整備数 1か所
- ・定員数 29人（登録定員）
- ・開設年月 平成29年4月

詳しくは、佐渡市ホームページ（<https://www.city.sado.niigata.jp/>）をご覧ください。

#### お問い合わせ

市役所高齢福祉課介護保険係

☎ 63-3790

FAX 63-5121

メール：h-korei@city.sado.

niigata.jp